

福岡県公立高等学校PTA連合会

平成22年度 号外(2)

速報



発行者 福岡県公立高等学校PTA連合会

〒812-0044 福岡市博多区千代1-2-4
福岡生活衛生食品会館3F



1 平成22年度 教育委員会陳情に関する対談会報告（概要）

〈陳情〉

陳情日時 平成22年 9月14日（火） 14:00～15:00

〈対談会〉

対談日時 平成22年11月17日（水） 14:00～16:00

対談場所 県庁10階 特9会議室

出席者 県高P連 会長、副会長、顧問、事務局

県教委 理事、関係各課長（又は課長補佐）他関係職員

福岡県公立高等学校PTA連合会

住所：福岡市博多区千代1丁目2番4号
福岡生活衛生食品会館 3F

電話：092-641-8747

FAX：092-641-8948

メール：kou-p-ren-fukuoka@io.ocn.jp

ホームページ：http://www.gcommu.com/f_pren

略名：福岡県公立高等学校PTA連合会
(ホームページにも掲載)

陳情内容

内に示す9項目について陳情

☆ 陳情についての対談内容 (口頭回答)

1 県職員駐車場の有料化は学校を対象外に

職員駐車場の有料化を行政現場と同じように捉えられては困る。

先生方は早朝課外をはじめ生徒指導等で早朝や夜遅い緊急時の家庭訪問、部活指導等をして戴いてPTAとして大変感謝しています。そんな先生から徴収するのは納得がいきません。是非、学校を対象外にしてほしい。

施設課

※ この問題は、あらゆる手段・方法を積み重ねていくことで財政効果を高めていく方法の1つとして、県民の財産である県有地を日常的に使用している県職員に負担をお願いするものであり、知事部局、県警、教育委員会一体となった取り組みとして知事部局財産活用課において、制度設計しているものである。

だから、教員であることをもってこの制度の対象外とすることは困難ですが、その使用料については、通勤における特殊事情や公務出張で自家用車を使用している実態を考慮し、徴収対象外や減額措置も取り入れられているところであります、県教育委員会としては知事部局に学校独自の勤務形態等を伝え、十分調整を図りながら進めているところである。

2 保護者負担の軽減(教育活動を充実するための財政措置)について

(1)授業料無償化に伴う校納金振り込み手数料無料の継続

(2)県費図書費、需用費の増額

(3)部活動推進費の増額

(4)部活動活性化のための諸施策の推進(外部指導者の活用制度の改善)

(1)財務課

※ 授業料無償化に伴う校納金振り込み手数料については、保護者負担軽減の観点から引き続き無料としていく。

(2)(3)財務課

※ 厳しい財政状況が続くなか、県立学校関連予算についても例外なく事務事業の見直し及び経費節減を引き続き求められ、厳しい状況ではあるが、予算の確保と保護者負担の軽減に努めたい。

(4)高校教育課・体育スポーツ健康課

※ 各学校においては、茶道や華道など、日本文化に関わる文化部の振興のために、OBや地域等の専門家を外部指導者として活用し、部活動の活性化に努めている。

※ 外部指導者については、県立学校を対象に「スポーツエキスパート活用事業」を県の事業として実施し、運動部活動へ地域の専門的な技術指導力を有する指導者を派遣している。

この事業では、社会人だけではなく、平成17年度から学生も派遣することができるようになっている。

3 教職員の資質の向上について

(1)教職員及び保護者の教育力(生徒指導含む)の充実・向上

小中高の情報交換を年に1回、夏季休業中に設定

(2)教職員の実践的指導力の向上と人材の確保

(1)高校教育課・義務教育課・社会教育課

※ 学区ごとに中・高連絡会を実施し、中・高の教職員間の情報交換を行うとともに、各高等学校の教育内容や特色などについて共通理解を図っている。

また、夏季休業中や土日に中学生進路相談事業や中学生の高等学校体験入学を実施し、中学生や保護者に各高等学校の教育内容や特色などについて理解を深めてもらうとともに、適切な高校選択ができるような支援に努めている。

※ 小学校と中学校の連携については、中学校区の小・中学校が連携を図るために、それぞれの学校で授業公開をし合い、研究協議を行っている。

また、児童生徒の学習状況や生活状況に関する情報の交換会も行っている。

※ 平成18年度まではPTA相互の情報交流や子どもの育成に関する情報を提供するために「わたしたちのPTA」を作成し、県内全小中高校のPTAに配布していた。現在は、同様の情報を県立社会教育総合センターのHP「ふくおか社会教育ネットワーク」において提供しているので是非活用願いたい。

現在、小中高校のPTAが一同に会した情報交換会は実施していないが、今後、各PTAの意向を聞きながら検討したい。

(2)教職員課・高校教育課

※ 教員採用試験については、受験上限年齢の引き上げ、資格所有者や講師経験者による一次試験の一部免除制度の導入など受験資格にかかる改善を図るとともに、模擬授業、実技試験を導入するなど試験方法についても多様化を図ってきたところである。

今後とも、多様な生徒に対応した実践的指導力を有する教員を確保するため、引き続き積極的に採用試験の充実を図っていきたい。

※ 学習指導要領の趣旨の徹底を図るための全教員を対象とした教育課程説明会や教育課題に応じた各種研修会の実施、授業改善や進路指導、生徒指導に関する校内研修の実施、生徒による授業評価の活用による日常的な授業改善などの取組により、教職員の実践的指導力の向上を図っている。

* 本年度全日制県立高校92校中、授業改善に関する校内研修実施校92校、生徒による授業評価実施校91校である。

4 高校教育の振興・改善の推進について

(1)生徒の個に応じた学習等の指導を充実させるとともに、教職員の効果的配置と学級定員の見直し

(2)学校評議員会、学校関係者評価委員会に伴う謝礼、日当等必要経費の予算措置

(1)企画調整課・教職員課・高校教育課

※ 本県県立高等学校においては、40人学級を完全実施しているところであるが、学級定員を減らす方向で見直すためには、教職員定数について相応の措置が必要であり、国の学級編成の標準が40人とされている現段階では、本県の厳しい財政事情に鑑み、学級定員の見直しは困難である。

※ 国においては、平成13年度から第6次公立高等学校教職員定数改善計画が実施され、習熟度別及び少人数指導等の拡充のための教職員定数が措置されているところであり、今後とも教職員の適正な配置に努めていきたい。

※ 学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実に努めている。

{本年度全日制県立高校93校中(学級固定、科目別分割を含めて)83校で実施}

(2)高校教育課

※ 学校評議員及び学校関係者評価委員については、校長に対するアドバイザーとして位置付け、学校運営に関する保護者や地域住民等の意見を把握・反映し、地域に開かれた学校づくりを目的としており、保護者や地域住民等がアドバイザーとして学校運営に参画していただくという観点から謝礼は支給せず、来校に必要な交通費等として旅費を支給しているところである。

5 産業教育並びに特別支援学校教育の充実について

〈 産業教育 〉

- (1) 産業教育に必要な施設・設備・機器の充実
- (2) 産業教育を学ぶ生徒の技術・技能の向上を図るデュアルシステム(長期企業実習)推進のための予算措置

〈 特別支援学校教育 〉

- (1) 生徒の安全管理のための施設・設備の充実、給食提供施設の整備
- (2) 通学路の実態に合ったバス路線の増設及び運行補助員等の増員
- (3) 看護師の配置等医療的ケアの整備
- (4) 全面バリアフリー化に向けた全面改築

〈 産業教育 〉

(1) 施設課

※ 各学校の状況を勘案しながら整備していきたい。

(2) 高校教育課

※ デュアルシステムは、学校と産業界が連携して地域産業の担い手を育成する理想的な人材育成の形態であり、本県では、県立戸畠工業高等学校が平成16年から実施し、効果をあげている。

今後とも、県立高校職業学科の実態や地域産業の動向を注視しながら、必要な予算の確保に努めていきたい。

〈 特別支援学校教育 〉

(1) (4) 施設課

※ 整備が必要な箇所について、関係課と協議しながら検討していきたい。

(2) 義務教育課

※ 県立特別支援学校の通学バスの運行については、平成22年度に6便増便し、知的障害及び肢体不自由に対応する特別支援学校9校に38台を配置し児童生徒の通学の便を図っている。そのうち、肢体不自由に対応する特別支援学校にはリフト付きバスを配置している。

バス路線の増設及び運行補助員等の増員については、多額の経費を伴うことから、問題解決に当たっては多くの困難が予想されるが、児童生徒の状況等を勘案しながら通学路の実態にあったバス路線の設定や児童生徒の安全確保が図られるよう一層努力していきたい。

(3) 義務教育課

※ 医療的ケアの対応については、現在、対象となる学校11校に、看護職員の配置、指導医の委嘱、看護職員並びに関係教職員への研修等を行っている。

今後も、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう医療的ケア体制の整備を図っていく。

6 教育環境並びに施設、設備の充実について

- (1) 耐震基準を満たしていない老朽校舎の早期改築と建替措置
- (2) 学校再編校における施設・設備の早期改善・充実
- (3) 教室等の冷暖房設備の早期整備
- (4) 生徒の通学に必要な公共交通機関の路線の確保
- (5) 学校運営費の増額

(1) 施設課

※ 平成19年度から詳細な耐震診断を計画的に実施しており、その結果や老朽化の状況を踏まえながら改築や耐震補強により耐震化を進めたい。

(2) 施設課

※ 教育活動が適切に行われるよう必要な整備を今後とも計画的に行っていきたい。

(3) 施設課

※ 空調の整備については、生徒の学習意欲の向上を考慮の上、図書館、管理棟等に順次整備している。

普通教室への空調設備の導入については、関連予算、学習効果の観点から空調設置の要望がある一方、生徒の健康への影響、忍耐力を培うことの大切さや環境教育との矛盾など様々な意見があることも事実である。

このようなことから、普通教室への空調の設置については、今後とも慎重に検討していきたい。

(4) 高校教育課

※ 交通路線が廃止される場合は、これまで学校とPTAや同窓会等とが連携を図りながら、生徒の通学手段の路線が確保されるよう公共交通機関や関係公共団体等に陳情等を行っている。

今後とも、生徒の通学手段が失われることのないよう、必要に応じて学校等と連携をとりながら対応していきたい。

(5) 財務課

※ 厳しい財政状況が続くなか、県立学校関連予算についても例外なく事務事業の見直し及び経費節減を引き続き求められ、厳しい状況ではあるが、予算の確保に努めていきたい。

7 生徒指導及び進路指導の充実について

〈 生徒指導 〉

- (1) 生徒の携帯電話等の使用基準の統一化
- (2) 薬物乱用防止教育の充実と青少年健全育成の推進
- (3) 自転車事故防止のための利用マナーの徹底

〈 進路指導 〉

- (1) 雇用均等促進に関する企業への働きかけ
- (2) 生徒の進路希望実現に向けた地元への企業誘致と雇用拡大

〈 生徒指導 〉

(1) 高校教育課

※ 生徒の携帯電話等の使用基準については、各学校や地域等の実態に応じて決定されており、一律に使用基準を統一することは望ましくないと考えている。

生徒の学校における携帯電話等の取扱いについては、携帯電話等の利便性だけでなく危険性や使用マナーなどについて情報モラル教育を充実するとともに、通知文や研修会等を通じて各学校における指導の充実を図っている。

(2) 体育スポーツ健康課

※ 学校における薬物乱用防止教育については、毎年、各学校に対し通知文を発出し、年間指導計画に位置づけることや、科目「保健」における学習はもとより、特別活動等における取組、外部講師や専門的な知識を有する教諭等による薬物乱用防止教室の年1回以上の開催などを指導している。

また、薬物乱用防止教育指導者養成研修会等を開催し、学習指導法の充実を図るとともに、新たな乱用薬物や入手方法など薬物に関する最新情報も研修内容に加え、教職員の指導力の向上を図っている。

(3) 体育スポーツ健康課

※ 例年、各学校に対し、交通安全に関する内容の通知文を発出し、交通安全の充実について周知するとともに、各種研修会等で指導している。

特に、自転車については、平成20年6月に改正道路交通法が施行されたことに伴い、自転車利用のルールの周知や加害者としての責任の重さ等について指導している。

今後も、一層の自転車利用者のルール遵守の徹底をはじめ、警察等、関係機関等との連携を図りながら、自転車事故防止に向け、さらなる交通安全教育の充実に努める。

〈進路指導〉

(1)高校教育課

※ 現在、ハローワークの新規高卒者を対象とする求人については、雇用条件が適正であるとの確認を受けた後、求人票が各高等学校に送付されている。

今後とも、適正な雇用条件が確保されるよう、ハローワーク等の労働関係機関と連携しながら各企業に働きかけを行っていきたい。

(2)高校教育課

※ 現在、本県では、各市町村と協力しながら自動車関連企業のみならず様々な産業についても積極的な誘致活動に取り組んでいる。

また、産学官が連携することにより、生徒一人一人が自己の職業適性を把握し、社会人としての倫理観や産業界が求める実践的な知識、技術及び技能を身につけることができるよう、進路指導の充実に努めている。今後とも、県商工部や県福祉労働部など関係機関と連携し、生徒が希望する進路を実現できるよう、地元経済界等に適切な働きかけを行っていく。

8 人権教育及び生涯学習の推進について

(1)人権尊重教育の徹底と学校における人権・同和教育の推進体制の充実

(2)保護者に対する人権・同和問題の啓発及び研修の充実

(1)人権・同和教育課

※ 国や県の方針等を踏まえ、学校教育における人権教育が目指すものや指導の方向性を示した「福岡県人権教育推進プラン」を作成・配布し、すべての学校・家庭・地域社会において人権教育がより総合的かつ効果的に推進されるよう努めている。

今後とも、児童生徒が、共生の心を身に付けるとともに、自分らしさや能力を十分に發揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身に付けることができるよう、更に指導の充実を図っていく。

また、教職員の人権認識を高めるとともに、校長を中心とした校内推進体制の一層の充実が図られるよう継続的に指導していく。

(2)人権・同和教育課

※ 児童生徒に対する人権教育をより効果あるものにするためには、保護者等が、様々な人権問題を正しく理解した上で子どもに接するという環境が重要である。

今後とも、PTA研修会、教育懇談会等のあらゆる機会をとらえ、人権問題の解決のための研修の充実を図っていく。

9 その他

(1)財政基盤の弱い市・町立高等学校に対する支援強化

(2)行政・学校・PTA(保護者)の連携強化

(1)教職員課

※ 市・町立高等学校との人事交流は、毎年行っている。

人事交流は、職員の専門教科や交流希望等条件整備が困難であるが、今後とも引き続き可能な範囲で効果的な人事交流支援を図って行きたい。

(2)社会教育課

※ 学力向上や豊かな心の育成等、県立学校教育の充実に向けては、行政・学校・PTAの連携は不可欠である。

今後とも、家庭教育の充実や体験活動の促進等に向け、PTA、学校との連携強化を図りながら、各種研修会をはじめ、教育力向上福岡県民運動等の充実推進に努めたい。

* 陳情についての回答概要を報告いたしますが、その後意見交換をいたしました。

「・高P連役員より」の意見

- ・地域での小中高間での情報等、保護者・教員を含めた連絡連携をもっと密にするような手立てではないか。
- ・携帯電話の取扱いは、各高校での生徒指導・地域環境などで統一基準は難しとの回答であるが、学校での携帯電話の処置取扱いに対する、保護者からの委員会への直接の苦情等には、毅然とした対応をお願いしたい。
- ・駐車場の有料化については、県よりの回答で、県有地の有効活用との説明は理解できるが、学校での過去の歴史、立地条件、交通事情、生徒指導の観点など、他の行政との違い学校の実態の十分な説明を行い、対象外や減額処置を是非お願いしたい。
- ・空調設備について、普通教室へはPTA・同窓会などで整備した学校が大部分であろうが、現在の夏の暑さは、数年前とは比較にならず、「生徒の健康への影響、忍耐力を培うことの大切さや環境教育との矛盾など様々な意見があることも事実である。」との回答ですが、すでに空調設備の一般化は常識であり、今後予算の厳しい中ではあるが、公費での設置・費用負担等を検討願いたい。
- ・施設の新改築の折には、地域に愛され、地域へ解放され、地域の殻となれるような建物にして欲しい。
- ・高校生の就職については、専門学校へ行かないと合格出来ない様な状況がある。学校での実践的な授業を取り入れて欲しい。
- ・生徒の学力向上に向けて、特に地域間格差の問題をお願いしたい。
- ・毎年の陳情対談会の回答は、例年同じような回答がある。今後は、具体的な成果などをお聞かせ願いたい。

などの意見として要望をいたしました。

「以上が平成22年11月の陳情対談会の概要です。年末のご多忙の中、県教育委員会各課のご出席を頂き、本PTA連合会の陳情に対し、誠実な対応、回答を頂きましたことに、感謝申し上げますとともに、今後とも本会との連携、ご支援、ご協力をお願いいたしまして閉会となりました。」

発 行 : 福岡県公立高等学校PTA連合会

住 所 : 福岡市博多区千代1丁目2番4号 福岡生活衛生食品会館 3F

電 話 : 092-641-8747 FAX : 092-641-8948

*その他高Pへのご意見、ご要望がございましたら、メール(kou-p-ren-fukuoka@io.ocn.jp)でお願いいたします。

